3　急施の場合の要件
急施の防災事業及び急施の復旧事業の要件として、施行に係る土地改良施設に係る受益地の変更を要することとならないこと等を定めることとした。（第四八条の三の二、第五〇条の二の一及び第五〇条の二の一二関係）
4　情報通信環境整備事業の要件
㈠　情報通信環境整備事業の基本的な要件として、当該情報通信環境整備事業を行う区域が農業振興地域内にあること等を定めることとした。（第四八条の一一関係）
㈡　情報通信環境整備事業の遂行のための基礎的な要件として、必要な資金を確保する見込みがあること等を定めることとした。（第四八条の一二関係）
5　農地中間管理機構関連事業の要件
農地中間管理機構が賃借権等を有する農用地を対象とする土地改良事業（以下「農地中間管理機構関連事業」という。）の要件に係る規定について、実施主体に市町村を追加するとともに、市町村が行う機構関連事業の事業施行地域内農用地の面積の下限をおおむね五ヘクタールとすることとした。（第五〇条の二の八から第五〇条の二の一〇まで及び第七二条の三の二関係）
6　都道府県の負担金及び国の補助
基幹的な農業用用排水施設の更新に係る申請によらない土地改良事業、市町村が行う農地中間管理機構関連事業及び急施の事業について、都道府県の負担金及び国の補助に関する規定を整備することとした。（第五二条、第七八条等関係）
7　この政令中市町村又は市町村長に関する規定を特別区若しくは特別区の区長又は指定都市の区若しくは区長に適用する規定を削ることとした。（第七五条関係）

二　農業振興地域の整備に関する法律施行令の一部改正関係
農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画における農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地の要件について、市町村が行う農地中間管理機構関連事業に係る規定の整備を行うこととした。（第八条関係）

三　農業経営基盤強化促進法施行令の一部改正関係
地域計画の区域内において行う農地中間管理機構関連事業に係る第二の要件の特例について、市町村が行う農地中間管理機構関連事業に係る規定の整備を行うこととした。（第九条関係）

四　沖縄振興特別措置法施行令の一部改正関係
基幹的な農業用用排水施設の更新に係る申請によらない土地改良事業及び急施の事業について、沖縄県において国が行うこれらの事業に係る国の負担の特例を設けることとした。（別表第一関係）

五　独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正関係
同意徴集手続を簡素化することができる水資源開発施設の更新のための改築の業務の要件について、土地改良区が当該改築に要する費用に充てるための資金を積み立てている場合には、当該土地改良区の組合員が当該費用及び改築後の管理に要する費用について負担することとなる金額から当該資金の金額を控除するものとした。（第五条関係）

六　施行期日
この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一四〇号）（こども家庭庁）

一　子ども・子育て支援法施行令の一部改正関係
1　妊婦のための支援給付に関する規定の整備
㈠　妊婦給付認定を取り消すことができるときについて規定することとした。（第一条の二関係）
㈡　妊婦支援給付金の支給に要する費用に係る国から市町村への交付金の交付を毎年度行う旨を規定することとした。（第二五条の二関係）
2　子ども・子育て支援法第五八条第二項の規定による都道府県知事への報告の方法について規定することとした。（第二一条第二項関係）

二　児童福祉法施行令の一部改正関係
乳児等通園支援事業に関する所要の規定の整備を行うこととした。（第三五条の三及び第三五条の四関係）

三　国有財産法施行令の一部改正関係
財務大臣への引継不要の特別会計に、子ども・子育て支援特別会計を追加することとした。（第四条関係）

四　私立学校教職員共済法施行令の一部改正関係
読替元の国家公務員共済組合法施行令の一部の改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。（第六条関係）

五　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正関係
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項第四号において政令で定めることとされている補助金等として、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四七号。以下「改正法」という。）による改正後の子ども・子育て支援法第六八条第一項の交付金を追加することとした。（第二条関係）

六　国家公務員共済組合法施行令の一部改正関係
改正法により創設される育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金に関する所要の規定の整備を行うこととした。（第一一条の四第二項、第二二条、第二二条の三第三項及び第二五条の三関係）

七　地方公務員等共済組合法施行令の一部改正関係
改正法により創設される育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金に関する所要の規定の整備を行うこととした。（第二四条第二項、第二九条、第四三条の二、附則第三〇条の二の三及び附則第三〇条の二の五関係）

八　行政手続法施行令の一部改正関係
行政手続法第三九条第四項第四号の政令で定める命令等として、雇用保険法第六一条の一〇第一項第一号及び第三項第二号並びに第六一条の一二第一項を追加することとした。（第四条第一項第一〇号関係）

九　健康増進法施行令の一部改正関係
学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する第一種施設として、妊婦等包括相談支援事業及び乳児等通園支援事業を行う施設を追加することとした。（第三条関係）

一〇　地方独立行政法人法施行令の一部改正関係
地方公共団体に適用される法令の規定であって、地方独立行政法人を地方公共団体とみなして準用することとされているものとして、乳児等通園支援事業を追加することとした。（第四〇条第三項関係）

一一　特別会計に関する法律施行令の一部改正関係
1　子ども・子育て支援特別会計に関する規定の整備
子ども・子育て支援特別会計が内閣府及び厚生労働省の共管となることに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第一二条、第一七条、第一八条、第二六条、第二七条、第二九条の二、第三四条、第三六条、第六〇条及び第六一条関係）
2　改正法により新設する給付に関する規定の整備
改正法により新設する出生後休業支援給付費及び育児時短就業給付費について、主任の職員に対して前渡及び資金交付できる経費に追加することとした。（第一四条及び第一五条関係）
3　労働保険特別会計に関する規定の整備
㈠　徴収勘定の歳出に係る労働保険料の返還金、業務取扱費及び附属諸費から控除すべき額として、育児休業等給付勘定から徴収勘定へ繰り入れる金額を追加することとした。（第五五条関係）
㈡　改正法による改正後の特別会計に関する法律第一〇二条の三の政令で定める額は特別会計に関する法律施行令第五五条第一項の合計額を控除した額とすることとした。（第五五条の二関係）
㈢　育児休業等給付に係る経理を子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定において行うため、所要の規定の整備を行うこととした。（第五六条関係）